

特定非営利活動法人屋久島うみがめ館 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人屋久島うみがめ館という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県熊毛郡屋久島町永田小字塩屋峯489番8に置く。

(目的)

第3条 この法人は、屋久島とその周辺における自然環境の保全というテーマに対して、ウミガメの生態調査や研究及びそれらに関する事業を行い、ウミガメを取り巻く諸問題を解決する糸口を模索し、さらに、ウミガメが生息していく上で必要な環境を保全する事業を行うことによって、他の動物並びに我々人間社会に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動として環境の保全を図る活動を行う。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① ウミガメ類の生態調査及び研究に関する事業
- ② ウミガメ類の生息する環境の保全事業
- ③ その他目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売事業
- ② 自然学習ガイド事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同号に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- ② 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

2 前項の他に、理事会においてその他の会員の種別並びにその会費などを定める事ができる。

(入 会)

第7条 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費等)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した会費並びにその他拠出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

(退会並びに会員資格の喪失)

第9条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

2 会員は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 団体の消滅又は本人の死亡
- ② 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき
- ③ 除名されたとき

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その会員に議決の前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決により除名することができる。

- ① この定款等に違反したとき
- ② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第3章 役員

(種別及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事 5名以上8名以内
- ② 監事 1名以上3名以内

2 理事の互選によって、理事のうち1名を代表、1名を副代表とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職 務)

第13条 代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること
- ② この法人の財産の状況を監査すること
- ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

- ④ 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
- ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期及び欠員補充)

第14条 役員の任期については、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その役員に議決の前に弁明の機会を与えた上で総会の議決により、これを解任することができる。

① 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第16条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第17条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

① 定款の変更

② 解散及び合併

③ 事業計画及び収支予算並びにその変更

④ 事業報告及び収支決算

⑤ 役員の選任及び解任

⑥ その他理事会において庶務処理上重要であると認め付議された事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

① 理事会が必要と認めたとき

② 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき

③ 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
(定数足)

第23条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会の議事事項は、第21条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第25条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第39条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わる事ができない。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- ① 日時及び時間
 - ② 正会員の現在数
 - ③ 出席した正会員数（書面表決者及び表決委任者については、その数を明記すること。）
 - ④ 審議事項
 - ⑤ 議事の経過の概要及びその結果
 - ⑥ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成及び権能)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - ① 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - ② 総会に付議すべき事項
 - ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第28条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 代表が必要と認めたとき
- ② 理事総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の要求があったとき
- ③第13条第4項第5号の規定に基づき、監事から招集の請求があったとき

(招 集)

第29条 理事会は、代表が招集する。

- 2 代表は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第30条 理事会の議長は、代表がこれに当たる。

(議 決)

第31条 理事会における議決事項は、第29条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第32条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる事ができない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- ① 日時及び時間
 - ② 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者については、その旨を明記すること。）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及びその結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 会費
- ③ 寄付金品

- ④ 財産から生じる収入
- ⑤ 事業に伴う収入
- ⑥ その他の収入

(資産の区分)

第34条の2 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は代表が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第36条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第36条の2 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(収支予算及び決算)

第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総会で決定する。但し、事業年度開始までに収支予算が決定されないときは、前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とする事ができる。

- 2 収支決算は毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の書類について、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。
- 3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まりその年の12月31日に終わる。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1)目的
- (2)名称
- (3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5)社員の資格の得喪に関する事項
- (6)役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7)会議に関する事項
- (8)その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10)定款の変更に関する事項

(解散)

第40条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③ 正会員の欠乏
- ④ 合併
- ⑤ 破産
- ⑥ 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人の解散したときに有する残余財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会の議決を経て選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第42条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、官報においてこれを行う。

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人に必要な事項は理事会の議決を経て、代表が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員並びにその役職は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第14条第1項にかかわらず成立の日から平成14年2月末日までとする。

3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第37条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

4 この法人の設立初年度の事業年度は、第38条の規定にかかわらず成立の日から平成13年12月31日までとする。

5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- ① 正会員 会費年額 2,000円

- ② 賛助会員（個人） 会費年額 3,000円
- ③ 賛助会員（団体） 会費年額 10,000円